

千葉県内 山武地区土木工事談合への住民訴訟 知事は賠償額（11億円）を60%減額し、10年分割払いとした 被告（県知事）に対し、5.8億円余の損害賠償を請求

東日本大震災関連などの公共工事談合（山武談合）に対する取り組み

【これまでの経過】

公正取引委員会は千葉県が発注した山武地区の土木工事について業者20社に2.23億円の課徴金納付を命じた（2014年2月3日）。千葉県は、業者19社に対して契約に基づき受注額の20%、総額約11億93万円の賠償請求をした（8月1日）。これに対し業者17社は賠償額の減額を求める調停を千葉簡易裁判所に申し立てた（8月7日）。

同裁判所の調停委員会は、不当にも何らの根拠もなく、千葉県と業者に対し、「賠償額の60%減額と減額分約5億8300万円の10年分割払いなどの内容の調停案」を提案した。

千葉県鈴木栄治知事は、上記提案を受けて、「千葉県が同内容の調停案を受け入れ調停を成立させる」旨の議案を議会に提出し、自民党らの賛成多数で議案は可決された（2016年12月議会）。そこで、同知事は、2017年1月の調停期日において、業者17者との間で同内容の調停案で調停を成立させ、その結果千葉県は減額分約5億8300万円の損害賠償請求権を失った。

【千葉県市民オンブズマン連絡会議の対応】

当会議は、二度の監査請求（2016年2017年）を行ったが、共に「合議不調」となり、調停は成立し、賠償額は減額された。

2017年8月10日、当会議は、千葉県知事を被告として、減額分約5億8300万円を鈴木栄治知事個人に請求することを求める住民訴訟を千葉地裁に起こした。

【住民訴訟の経過】

当会議は、4人の弁護士団体制を組み、入念な準備を行い裁判に臨んでいる。これまでに16回の口頭弁論が開かれた。主な争点は議会の裁量をどこまで認めるかということである。議会の裁量を限りなく大きく認める立場に立つと議会の議決はほとんど違法にならない。一方我々が主張しているのが議会の裁量は限定的で、今回の損害賠償減額（事実上の債権放棄）は違法であるという立場である。

一昨年、当会議が行った（文書所持者千葉県に対する）文書提出命令の申し立てに対し、裁判所はインカメラという手法で申し立てを認めるかどうかの確認作業を行った。文書の所持者千葉県が文書の一部を開示することになり、談合企業に支払い能力があることが明らかとなるなどの大きな成果があった。

昨年の口頭弁論では、被告千葉県が調停を受け入れることを決定するにあたり、会議を一度もしていないことがわかった。賠償額を大きく減額することを事実上決定する大きな案件にもかかわらず庁内会議を一度もしていないので当然会議録は存在していない。調停受け入れの稟議書も決裁書もなく、何も公的文書が存在していないでたらめぶりも明らかになった。重大な意思決定が行われたにもかかわらず、その経過が闇に覆われている。

コロナ禍のなか、弁論が大きく遅れている。知事に対する証人尋問が行われるかどうか最後の争点となる。証人申請が認められれば、来年3月に知事選挙もあるので、裁判がいつ終わるのか先が見えない。証人申請が認められなければ、結審となり来年早々に判決が出る可能性もある。次回第17回弁論は、9月8日14時から千葉地裁603号法廷で行われる予定だ。

2015年度千葉県議会政務活動費（海外現地調査）返還請求住民訴訟

- （概要）** 2017年4月4日千葉地裁に提訴。2020年3月に棄却判決。同4月に東京高裁へ控訴。
- 千葉県議7名によるドイツ等3ヶ国見聞活動：調査研究費。
2015年5月19日から28日まで、ドイツ、チェコ、オーストリアへ。
 - 千葉県議9名によるイギリス等4ヶ国見聞活動：調査研究費。
2016年4月18日から27日まで、イギリス、フランス、スイス、フィンランドへ。

1 政務活動費返還請求住民訴訟事件とその不当判決

当連絡会議（原告）は、千葉県議のべ16名が、いずれも旅費の一部を2015年度の政務活動費から調査研究費として違法に支出しているため、千葉県知事（被告）に対し違法支出の分合計金6,888,958円の返還請求を求めて、2017年4月、千葉地裁に住民訴訟を提起した。

県議のうち7名は2015年5月ドイツ等3ヶ国を、うち9名は2016年4月イギリス等4ヶ国を訪問した。原告が主張した違法の根拠は、

- ①議員たちは疑問解決という調査活動をしていない、
- ②調査研究費とは「議員の議会活動の基礎となる調査研究に要する費用である」（最高裁2013年1月25日判決）が、議員たちは海外旅行に関連した（海外旅行の成果を活用する等の）議会活動をしていない、
- ③国内には調査機関が多数あり、また調査は他の人に委託できる営みであるから、議員たちが公費から高額な渡航費を支払って「調査のため」海外へ行く必要性はなかった、
- ④イギリス外4ヶ国を訪問した議員たちについて、2016年度の政務活動の経費を2015年度の政務活動費から支出することはできない、というものである。

これに対し、2020年3月27日、千葉地裁は、支離滅裂な理由で原告の主張をすべて排斥し、請求を棄却する旨の不当な判決を言い渡した。そこで、原告は、直ちに控訴し、現在事件は東京高裁第5民事部に係属中である。

2 住民訴訟に関する印紙額還付申立事件

当連絡会議は、上記住民訴訟事件の訴状を提出する際、上記事件での「請求」は1個であるとして（監査請求個数説）（吉永満夫・山田智明「住民訴訟の訴額—住民訴訟の請求の性質とその個数について—」判タ1439号62頁）参照）、1個分1万3000円の印紙（手数料）を貼付した。

ところが、その後、裁判長から、「請求」は2個であるとして（財務会計個数説？）、印紙8000円分を追納せよとの補正命令を受けたため、やむなく8000円分の印紙を追納した。しかし、この補正命令は訴訟物の価格の計算において間違っていることから、当連絡会議は、2019年12月18日、民事訴訟法費用等に関する法律第9条1項に基づき、千葉地裁に対し過大に納付した金8000円の還付を求める申立を行った。

これに対し、2020年3月31日、千葉地裁は、不当にも（全く理由が記載されていない）「申立を却下する」旨の決定をしたことから、当連絡会議は即時抗告をして、現在事件は東京高裁第7民事部に係属中である。なお、上記住民訴訟事件を控訴するに当たり、当連絡会議は事件1個分の手数料額の印紙を貼ったが、8月4日第5民事部から電話で「事件は2個」との連絡を受け控訴人は印紙を追納する予定で（現在補正命令待ち）、第7民事部も同様の結論を出すものと推測される。（2020年8月6日現在）

市民のための政務活動費ガイドブック

「市民のための政務活動費ガイドブック」を発行

政務活動費に関して多くの判例が蓄積されているものの、政務活動費についての基本的な議論をしている法律書はないことから、千葉県市民オンブズマン連絡会議は、2019年9月24日、(当会員)吉永満夫弁護士著「市民のための政務活動費ガイドブック」を1000部作成発行し全都道府県、政令市、中核市、千葉県内の議会議長及び議会事務局長、千葉県議会議員、千葉県知事に贈呈した。また、全国市民オンブズマン岐阜大会の参加者に配布したほか、10月23日県政記者クラブで記者会見を行った(以下、ガイドブック目次をご覧ください)。

目次

政務活動費ガイドブック (A4版43頁 表紙)

第1編 政務活動費に関する法令・判例

1. 「政務活動費」と法令の定め / 2. 民法上「用途が限定された贈与金」としての政務活動費 / 3. 地方自治法上の補助金としての政務活動費 / 4. 地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項の意義 / 5. 主として「議員の議会活動」の助成金である政務活動費 / 6. 重要な「議員の議会活動」 / 7. 法律に違反する条例等の効力 / 8. 調査究費に関する最高裁2013年1月25日判決 / 9. 「住民全体の代表」である議員

第2編 2013年最高裁判決の徹底理解と徹底活用

10. 経費項目「調査研究費」等に関する内包的定義 / 11. 「議会活動の基礎となる」という規範的要件 / 12. 経費項目「資料作成代」及び同「広報費」について / 13. 判決事案での規範的要件とその根拠事実 / 14. 要件「議会活動との関連性」の司法立法 / 15. 判決が述べる「調査研究活動」と「行為」との違い / 16. 規範的概念「の基礎となる」と同「合理的関連性」との用法・役割の違い

第3編 調査研究費・視察費・研修費

17. 「調査活動」に関する4つの指標 / 18. 「執行機関の調査」と「議員の調査」との違い / 19. 「県政(市政)との関連性」に代わる「議会活動との関連性」 / 20. 他の人に委託可能な営みである「調査」活動 / 21. 「視察」活動を装う学習活動 / 22. 研修報告書が同一の「研修的」活動 / 23. 「研修費」支出に不可欠な「議員の議会活動」 / 24. 「議員の知識不足・経験不足」は政務活動費助成の対象外 / 25. 「議員の調査対象は広範囲」というごまかしの議論 / 26. 「必要性」という要件と特に海外活動に関する「必要性」

第4編 政務活動費の会計処理の原則

27. 二つの裁判例とその論点 / 28. 政務活動費の会計処理原則の法的根拠 / 29. 政務活動費会計の「単年度会計主義」 / 30. 政務活動費会計における「出納整理期間」 / 31. 残余の返還義務とその法的根拠 / 32. 「単年度精算主義」と「単年度限定主義」 / 33. 年度末(年度初め)支出に関する「支出の帰属年度」 / 34. 「支出の帰属年度」における「現金主義」の間違い / 35. 現実の政務活動が伴わない費用の支出 / 36. 「経費」ではない「備品購入代金」 / 37. 「実費弁償」として所得税の課税対象とならない政務活動費 / 38. 「活動主義」という原則とその運用の工夫

第5編 訴訟手続等

39. 「行政事件訴訟」である住民訴訟 / 40. 「民衆訴訟」である住民訴訟 / 41. 「公益の実現」をめざす「客観訴訟」としての住民訴訟 / 42. 客観訴訟における裁判所の役割 / 43. 「公益の代表者」である住民訴訟の原告 / 44. 住民訴訟の訴額(貼用印紙代) / 45. 「必要性」に関する主張立証責任の転換 / 46. 議会事務局作成の手引きにある珠玉の解説



政務活動費ガイドブック発行記者会見

その4

消防デジタル無線談合の催告書を提出させました

千葉県内9自治体に、消防デジタル無線談合の催告書を提出させる

2017年2月2日、公正取引委員会は消防デジタル無線機器メーカー5社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

2020年2月1日に損害賠償請求権の時効を迎えることから、全国市民オンブズマン連絡会議の呼びかけを受け、2019年12月24日、市川市長、松戸市長、流山市長、八千代市長、安孫子市長、鎌ヶ谷市長、柏市長、匝瑳市横芝光町消防組合長、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者（県内9自治体）に対し、沖電気工業及び代理店に対し損害賠償請求訴訟を提起するよう「申し入れ書及び警告書」を送付した。

その結果、すべての市長等が1月29日までに損害賠償請求の催告書（柏市は請求書）をメーカー及び代理店に対して提出した。

	市(自治体)	契約金額(円)	違約金の割合
1	市川市	147,000,000	
2	松戸市	198,450,000	
3	流山市	81,900,000	10%
4	八千代市	57,750,000	10%
5	我孫子市	68,250,000	
6	鎌ヶ谷市	39,228,000	10%
7	柏市	208,950,000	20%
8	匝瑳市横芝光町消	57,750,000	10%
9	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	52,290,000	

- ・12月20日 各市長等に対し、契約書及び入札結果調書を情報公開請求
- ・12月24日 「申し入れ書及び警告書」を特定記録郵便で郵送し、メーカー及び代理店に対し損害賠償請求訴訟を提起するよう申し入れ
- ・万一損害賠償請求権が消滅した場合は住民監査請求を経て住民訴訟を予定しているため、決済の詳細な記録を保存しておく必要があることを警告
- ・2020年1月10日～28日 各市長等の担当部署（消防局総務課等）に電話で進捗状況を聞く。

その5

「市民オンブズマン習志野」が発足

かねて発足準備を進めてきた「市民オンブズマン習志野」が、新型コロナウイルスの集会自粛要請を受け待機していたが、6月22日に設立総会をもち、活動を正式発足した。習志野市政を監視する活動を中心に、市民の税金・財産・権利を守る運動を進める、としている。代表は市川氏、県オンブズ担当は並木氏が選出された。千葉県市民オンブズマン連絡会議への加盟を調整中である。

なお、「市民オンブズマン印西」も昨年7月に発足し、体制を整備中とのこと。



6月22日 千葉日報

その6

台風15号・台風19号・10/25大雨に伴う対応

(令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨)と改称

2019年9月9日に房総半島に上陸した台風15号に続き3ヵ月の間に相次いだ自然災害は、森田健作（鈴木栄治）千葉県知事をはじめとした危機管理に対する千葉県の対応に多くの問題が露呈し、全国の批判を浴びた。当会の公開質問書、情報公開請求などによる追及で、さらに問題点が露呈したので、改善を要求した。

報道の追及で、鈴木知事の姿勢が全国民の知るところとなったが、一方、千葉県全土に設けられた組織・機構そして職員が、県民の生命・財産が脅かされていた状況に対して、何をしたのか、出来なかったのか？を明らかにさせることを計画し、情報公開請求を行った。

まず、公開質問状を、2019年9月27日に、「台風15号による被災県民支援の改善を求める」と6点の具体策を求めたが、10月11日の台風19号の襲来、10月25日には台風並みの大雨による被害が再度もたらされたことにより、回答は延期され、その後、外部有識者による調査・報告を行うと回答された。

中間報告で、千葉県の中核に対しての調査に限定していることが判明したので、当会による情報公開請求を2020年2月7日におこなった。

千葉県の全地域 87ヶ所に情報公開請求で対応を問う

<p>開示請求する行政文書の件名又は内容</p>	<p>2019年の台風15号および19号による千葉県の災害の記録 および次の部署による災害への対処の記録 計画・実施・報告・評価について。 知事部局の各部ごと。 出先機関の各所ごと。 総務部・防災危機管理部・健康福祉部・環境生活部・商工労働部・ 農林水産部・県土整備部 の各所ごと。</p>
--------------------------	---

請求は87事業所に及び、窓口の総務部審査情報課との意思調整は数度にわたり、請求の意味を理解してもらい、また請求対象の調整を行った。請求事業所からの開示決定通知と開示文書を、審査情報課に集中させて開示の準備を整えてもらい、3月末に開示を開始したが新型コロナでの自粛の動きと大量な情報のため、必要な開示文書の特定に時間を要し、開示終了は7月中旬であった。

：：開示文書で読み取れたこと：：

- ★県営長柄ダムを抱える水源地で、まさか断水が発生するとは予想もしなかった。
- ★一番は電気の復旧。県と東電で迅速な情報共有と連携を徹底してほしい。
- ★本部・危機管理課には、現場の状況を把握した上で、もっと早く電源車手配などの指示を出してほしかった。
- ★臨機応変な対応が迫られた。風害に対する取り決めが無かった。
- ★15号の時は災対本部の設置が無かった。台風通過後も設置し、事後対応にあたるべき。
- ★災害時は防災担当は情報収集とシステム入力に注力することになっている。ところが電話対応部署を設置しなかったため、電話連絡に手をとられてしまった。市側にも不備があった。
- ★防災情報システムのみでなく、リエゾンからの情報収集を実施。（情報収集が制度化されていない実態？）
- ★現場にも、情報公開請求が来るとは、驚いた・・・。

その7

千葉県の情報公開制度の改善

情報開示決定までの期間が15日となる

千葉県の情報公開制度については、当会が従来から問題を提起し、改善を要求してきた。その結果、情報開示決定までの期間については、昨年10月議会で改定が決定され、2020年4月から“請求書受理日から15日”となった。

さらに、県民に限るとした請求権者については、“何人も”とする改善が施行され他の都道府県なみとなった。しかし、開示延長期間については、最長の「60日（15日+45日）」であり、千葉県と鹿児島県だけが依然として、改善の余地を残している。